

秘密表示 (朱印)

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	0	1
付	あり 3の2J		
属			

発送日 昭和43年5月27日
 処理日
 添付 1タイプ 校 審 1/6/2



公 信 案 (分類)

公 信 案 号	北 519 号	公 信 日 付	昭和 43年 5月 25日
大 臣	主 管	起 案	昭和 43年 5月 22日
政 務 次 官	チニア局長	起 案 者	お 塚 川 408
事 務 次 官	参事官	平 話 番 号	
外 務 審 議 官	参事官		
外 務 審 議 官	北東アジア課長		
官 房 長			

協議先

受信者

在韓国

発信者

上川臨時出張所 外務大臣

送付先

(希望送日)

件 名

韓国人被爆者の自費治療のための
入国について

並北才 569号

昭和48年5月25日

在大韓民国大使殿

外務大臣

韓国人被爆者の自費治療のための入国
について。

2月20日付貴信政サ718号に関し、
関係各省に照会せるとは^{今般}。法務省
より回答を得たので、~~とりあえず~~同回
答を別添のとおり送付する。

付属添付

アジア局長

参事官

参事官

北東アジア課長

北東アジア課長

法務省管入甲第四四八三号

昭和四十三年五月十六日

法務省入国管理局長 中川

外務省アジア局長 殿

韓国人被爆者の自費治療のための入国について

三月四日付亜北合第七六九号貴信をもつて照会のおつた標記のことについて、本邦外に居住する韓国人被爆者に対し「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を適用する用意がない限り、一般的にその入国の適否について検討することは適当でないと思料する。

